

7 第 1 号陳情 東大和市の小中学校に情緒固定級の設置に関する陳情

受 理 年 月 日 令和 7 年 1 月 1 6 日

陳 情 者



付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

東大和市の小中学校に情緒固定級の設置を進めてください。

陳情理由

情緒固定級とは、知的発達の全般的な遅れがなく、発達障害があり、普通級ではその成果を上げることが難しい生徒のために、小集団（1 学級 8 人編成）で日常的に指導を行う固定の学級です。自立活動による指導を行い、教科の学習については通常の学級に準ずる内容を学習します。

現在、大阪府ではほぼ全校に情緒固定級が設置されていますが、東京都内の小中学校では、主に通級指導（通常学級に在籍し、その授業の中で困難を感じている子供に対して、通常の授業のほかに特性などに配慮した指導を受けることができる制度）が行われ、情緒固定級が設置されている学校は、非常に少ない状況です。

発達障害の子供の中には、自閉症のほか、感覚過敏、学習障害、多動、不注意等の障害のために、知的障害を伴わなくても定型発達児と同じ大人数学級での学習が難しい子供が多くいます。

こういった子供たちの教育の機会を保障するために、少しでも早く東大和市に情緒固定級の設置を求めるものです。